

令和 8 年度高松市脱炭素先行地域づくり事業支援業務仕様書

1 件名

令和 8 年度高松市脱炭素先行地域づくり事業支援業務

2 業務の目的

本業務は、脱炭素先行地域に選定された「人と物が集まり にぎわいを生む ウォーターフロント サンポート高松から始まる さらなる一歩 ～選ばれ続ける都市・港へ脱炭素でおもてなしプロジェクト～」を実施するにあたり、本市に対し必要な支援を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4 履行場所

高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課指定場所

5 業務内容

(1) 国交付金執行支援

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（以下「国交付金」という。）の執行管理支援を行うものとし、具体的には以下の支援を行う。

ア 国交付金の交付手続きに係る関連資料の作成支援

本市と協議の上、国交付金に係る事業計画書、交付申請書、実績報告書、脱炭素先行地域に係る進捗状況報告票、脱炭素先行地域評価委員会への提出資料等の国交付金の交付手続きに係る関連資料を作成すること。特に、本市の事業計画に変更が生じた場合は、対応方針案の整理を行うとともに、事業計画の変更手続き及び変更交付申請に係る資料の作成を行うこと。

イ 検収時における交付要綱等との整合性確認

国交付金の交付対象事業について、各事業の検収時に「二酸化炭素排出抑制対策事業交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱」、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」、「地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画作成要領」、「脱炭素先行地域取扱要領」等の国交付金関係要綱等との整合性確認を行う。なお、令和 8 年度に実施予定の国交付金の交付対象事業は以下のとおり。（詳細については、本市の脱炭素先行地域計画提案書を参照。）

- ・ J R 高松駅舎への高効率空調機器の導入
- ・ 外資系高級ホテルにおける ZEB Ready 化
- ・ 執行事務費

(2) 推進管理支援

ア 高松市脱炭素先行地域共創コンソーシアムの運営支援

本市、事業者及び団体等が参加する「高松市脱炭素先行地域共創コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)の運営に必要な支援を行う。具体的には、令和8年度は以下の業務を実施する。

(ア) ワーキンググループの設置に向けた支援

脱炭素先行地域に係る各事業を推進する上で必要な取組を具体的に検討、推進するためのワーキンググループを、必要に応じて設置する予定としており、ワーキンググループの設置に向けた支援を実施する。

(イ) ワーキンググループ会議が開催された場合の議事録の作成

ワーキンググループを設置し、ワーキンググループ会議が開催された場合は、会議に参加し、会議後は議事録を作成する。

(ウ) その他ワーキンググループの設置及び運営において必要となる業務

※ 「高松市脱炭素先行地域共創コンソーシアム」は、正会員(本市及び脱炭素先行地域計画提案書の共同提案者)、一般会員(コンソーシアムの目的に賛同する共同提案者以外の企業及び団体等)及びオブザーバーで構成するコンソーシアムであり、令和8年度は7月に全体会議を開催しています。

イ 進捗状況報告の作成支援

本市が国に提出する、進捗状況報告票の作成を支援するため、以下のデータ収集、推計、集計等を行う。データの収集は、本市からの提供により行う。推計を行う場合は、脱炭素先行地域計画提案書に記載された推計方法を基本とし、必要に応じ改善を検討する。集計は1回程度行うことを想定する。

<想定される収集情報>

- ・総事業費、事業実施件数
- ・再エネ設備導入量、発電量(年間量)
- ・対象電力需要家の電力需要量(年間量)、省エネ電力量(年間量)、契約電力メニューの内容及び購入電力量
- ・事業ごとのCO2削減効果(年間量)
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金以外の国の補助制度の活用状況
- ・地域のエネルギー関連収支改善額
- ・その他国への報告に必要な情報

(3) 技術的支援

脱炭素先行地域に係る各事業の円滑かつ着実な執行に向け、技術的支援を行う。具体的には、脱炭素先行地域に係る各事業を実施するに当たり、技術的な判断を要する場面において、技術的な成立性及び事業としての経

済性の観点から助言を行うとともに、事業方式に関する技術的な観点からの情報提供を行う。これらを踏まえて、必要に応じて技術的な論点整理を行い、市の意思決定に資する支援を行う。

(4) 業務管理

本業務に係る打合せは、初回協議、中間協議、納品協議の計3回実施することとし、その他、業務の進行に合わせて、適宜、協議・打合せ等を実施する。協議・打合せ等は、原則として1名は対面形式で参加することとし、他の出席者はオンラインでの参加も可とする。協議・打合せ等を実施した場合は、受注者は議事録を作成して本市に提出すること。

(5) その他の独自提案（任意）

(1)から(4)の業務内容を補完し、必要又は有効であり、かつ、本市の追加負担なしで実施可能な提案があれば、実施する。

※本項目は、本プロポーザルの提案書に記載し、提案すること。

(6) 業務実施報告書の作成

(1)から(5)で実施した業務内容を、業務実施報告書として取りまとめる。

6 成果品

成果品として、以下のものを納品すること。

(1) 納品物

業務実施報告書（A4版）：紙原稿2部、電子ファイル

その他調査結果及び活用したデータ等一式：電子ファイル

(2) 提出期限

令和9年3月31日（水）

(3) 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課

7 資料の貸与

(1) 市が所管する資料について、受注者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合は、市の判断において貸与するものとする。

(2) 市から貸与された資料については、市の許可なく複写又は貸与等してはならない。

(3) 貸与を受ける受注者は、貸与前に貸与資料の目録を作成することとし、業務完了までに全貸与資料を市に返還すること。

8 その他、留意事項

- (1) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
受注者が取り扱う個人情報については、本市が保有する個人情報として本市の個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受注者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 本市が受注者を決定した後、契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく本市と協議を行うものとする。
- (7) 本仕様書に定めるもののほか、受注者の企画提案内容についても、適切に履行すること。
- (8) 本業務の実施に伴い必要となる費用は、原則として、受注者の負担とする。
- (9) 本業務の実施に当たり、この仕様書に記載のない事項については双方協議のうえ決定する。
- (10) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。））

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

(11) 不当要求行為の排除対策

受注者は、「高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第２条第１号に規定する暴力的不当行為等を行うもの若しくは暴力団に資金を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは、関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに本市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

イ 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに本市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

ウ 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、受注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(12) 適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

ア 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特別措置の適用を受ける事業にあっては、週４４時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

イ 雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

ウ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

エ 賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金に

については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

オ 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

カ アからオまでに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

9 環境配慮に係る事項

本業務は脱炭素先行地域の事業を通じて、ゼロカーボンシティたかまつの実現に寄与するものである。業務の実施に当たっては、環境負荷の低い資器材の利用等、環境への配慮に努めること。